

## 6 食品中の放射性物質対策

食品中の放射性物質の基準値を設定し、検査を行い、基準値を超えている場合には、出荷を止めるなどの対策をとっています。

2012年4月に、食品中の放射性物質について、現行の基準値を定めました。

基準値を超える食品が流通しないよう、国のガイドラインに基づいて地方自治体が検査を行っており、検査結果をとりまとめ、厚生労働省のウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」で公表しています。

基準値を超える食品が地域的な広がりをもって認められた場合には、地域や品目ごとに出荷制限を行い、流通を止めます。また、各地での検査は、作物の出荷が始まる直前に行うなど、基準値を超える食品が市場に出回ることのないよう工夫しています。

### 放射性物質の基準値

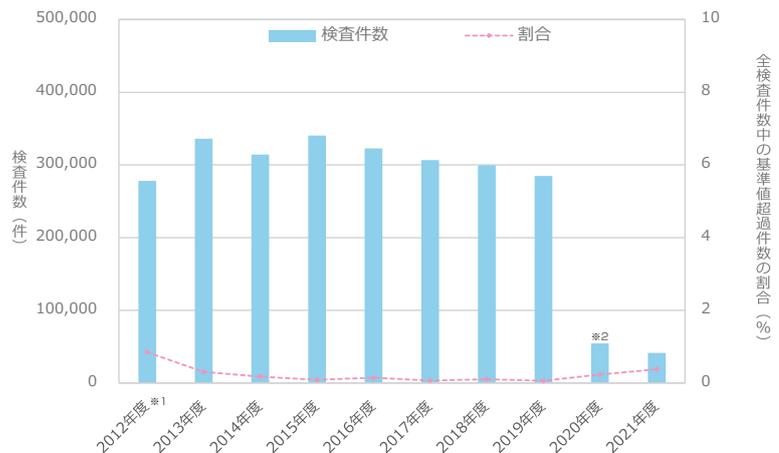
2012年4月に、食品衛生法に基づく基準として、食品群ごとに放射性セシウムの上限を定めました。

基準値については、食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が、十分小さく安全なレベル（年間1ミリシーベルト以下）になるように定められています。

### 放射性セシウムの基準値

食品群	基準値（1kgあたり）
一般食品	100ベクレル
乳児用食品	50ベクレル
牛乳	
飲料水	10ベクレル

### 食品中の放射性セシウム基準値超過割合の変化



放射性物質の検査の様子

※1 2011年3月18日～2012年3月31日については暫定規制値にて検査を実施  
 ※2 牛肉の全頭検査終了に伴う検査件数の減少（2020年度のガイドライン改正による）

実際に流通する食品中の放射性セシウムから1年間に受ける放射線量は、現行基準値の設定根拠である年間上限線量1ミリシーベルト/年の0.1%程度であり、極めて小さいことが確かめられています。

### 取り組み内容

#### 基準値の設定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値をすみやかに設定。その後、長期的な観点から新たな基準値を設定し、2012年4月1日から施行

#### 検査結果の公表

地方自治体などが行った検査結果をとりまとめ、厚生労働省のウェブサイトですべて公表（※1）

#### 出荷制限など

国（原子力災害対策本部）が、出荷制限・摂取制限を行っている食品については、厚生労働省のウェブサイトで公表（※2）

#### 消費者等への情報提供

厚生労働省のウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」を随時更新（※1、※2を含む）[https://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

